

| 令和7年 第3回 時津町教育委員会の会議 | | | | |
|-------------------------------|-----------------|----------------------|---------|-------|
| 招集年月日 | 令和7年3月26日(水) | | | |
| 招集の場所 | 時津町役場 本庁舎5階中会議室 | | | |
| 開・閉議日時及び宣言 | 開 議 | 令和7年3月26日(水) 午後1時30分 | | |
| | 閉 議 | 令和7年3月26日(水) 午後2時38分 | | |
| 出欠委員の氏名 出席 4名 欠席 1名 | 職 名 | 氏 名 | 出 席 | 欠 席 |
| | 教育長職務代理者 | 宮原 克也 | ○ | |
| | 委 員 | 天田 明香 | | ○ |
| | 委 員 | 峯 隆三 | ○ | |
| | 委 員 | 渡海 富美 | ○ | |
| | 教育長 | 相川 節子 | ○ | |
| 事務局出席者 | 教育次長 | 帯山 保磨 | 社会教育課長 | 大工園徳隆 |
| | 学校教育課長 | 廣瀬 淳哉 | 教育総務課長 | 大宅 啓史 |
| | 学校教育相談員 | 川久保真由美 | 教育総務課主事 | 北原 泰道 |
| | | | | |
| 備 考 | | | | |

会 議 日 程

開会・開議

日程第1 会議録の承認について（令和7年第2回）

日程第2 教育長報告

日程第3 報告第3号 教育上特別の配慮を要する児童生徒の就学について

報告第4号 特別支援学級の休級・復級について

日程第4 議案第8号 時津町立小、中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

議案第9号 専決処分の承認を求めることについて（教育上特別の配慮を要する児童生徒の就学について）

議案第10号 専決処分の承認を求めることについて（教育上特別の配慮を要する児童生徒の就学について ー就学措置の取り消しについてー）

議案第11号 時津町立小中学校評議員の委嘱について

議案第12号 外国語指導助手任用規則の一部を改正する規則

議案第13号 時津町立学校体育施設の開放に関する規則等の一部を改正する規則

議案第14号 令和7年度時津町教育委員会の目標について

議案第15号 時津町教育委員会事務局職員の人事について

閉議・閉会

○ 相川教育長

ただいまの出席委員は4名です。定足数に達しており、委員会は成立しておりますので、令和7年第3回時津町教育委員会の会議を開会いたします。

日程第1 会議録の承認について（令和7年第2回）

○ 相川教育長

日程第1、会議録の承認について（令和7年第2回）の件を議題といたします。

会議録につきましては、事前に皆さまのお手元に届けてあると思いますので、直ちに質疑に入りたいと思います。

会議録の内容につきまして、ご質問などありませんか。

（「なし。」と呼ぶ声あり）

無いようですので、令和7年第2回の会議録を承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし。」と呼ぶ声あり）

ご異議なしと認めます。

従いまして、会議録の承認について（令和7年第2回）を承認することに決しました。

日程第2 教育長報告

○ 相川教育長

続きまして、日程第2、教育長報告を行います。

令和7年2月27日から令和7年3月26日までの行事等への参加について、ご報告いたします。

（別紙教育長報告に基づいて報告）

ただいまの報告に対し、ご質疑等はありませんか。

○ 宮原教育委員

2月28日に開催された「コミュニティ・スクールウェブ会議」とありますが、町外のコミュニティ・スクールとのウェブ会議ですか。

○ 相川教育長

東京で開催された、大学教授等見識のある方々の座談会、講演会のウェブ会議がありましたので参加しました。

○ 宮原教育委員

わかりました。

○ 相川教育長

他にご質疑等はありませんか。

無いようですので、これで教育長報告を終了します。

**日程第3 報告第3号 教育上特別の配慮を要する児童生徒
の就学について**

○ 相川教育長

続きまして、日程第3、報告第3号、教育上特別の配慮を要する児童生徒の就学についての件の報告を受けたいと思います。

お諮りします。本件は、秘密会で議事進行を図りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

ご異議なしと認めます。従って、本案は秘密会で議事進行することに決しました。

本件について、事務局の説明を求めます。

なお、報告案件は審議を行いませんので質疑のみ行います。

【秘密会議により非公開】

お諮りします。これより、秘密会を解除したいと思います。これにご意義ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

ご異議なしと認めます。これより解除します。

日程第3 報告第4号 特別支援学級の休級・復級について

○ 相川教育長

続きまして、報告第4号、特別支援学級の休級・復級についての報告を受けたいと思います。

お諮りします。本案は、秘密会で議事進行を図りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

ご異議なしと認めます。従って、本案は秘密会で議事進行することに決しました。
本件について、事務局の説明を求めます。
なお、報告案件は審議を行いませんので質疑のみ行います。

【秘密会議により非公開】

お諮りします。これより、秘密会を解除したいと思います。これにご意義ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ声あり)

ご異議なしと認めます。これより解除します。

日程第4 議案第8号 時津町立小、中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

○ 相川教育長

続きまして、日程第4、議案の審議等を行います。

議案第8号、時津町立小、中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則の件を議題とします。

議案第8号について、事務局の説明を求めます。

○ 廣瀬学校教育課長

議案第8号、時津町立小、中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則についてご説明いたします。

令和7年度より鳴北中学校に病弱・身体虚弱の特別支援学級を開設するため、規則の改正を行うものです。あわせて軽微な修正を行うものです。

新旧対照表をご覧ください。今まで病弱・身体虚弱の特別支援学級がなかった鳴北中学校に病弱・身体虚弱の特別支援学級を開設し、通学区域を「子々川郷、日並郷、久留里郷、左底郷」に設定。また、時津中学校の病弱・身体虚弱学級の通学区域「全域」を、「元村郷、野田郷、浦郷、浜田郷、西時津郷」に改正いたしました

以上で説明を終わります。

○ 相川教育長

何かご質問等はありませんか。

○ 渡海教育委員

時津中学校の通学区域の「全域」を残したままとしたほうが都合がよいかと思いますがいかがでしょうか。

○ 廣瀬学校教育課長

住まいから近くの中学校に通学するほうが良いということで、一般生徒の通学区域に合わせました。

○ 渡海教育委員

わかりました。

○ 相川教育長

何かご質問等はありませんか。

無いようですので、これで質疑を終了します。

議案第8号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

ご異議なしと認めます。

従いまして、議案第8号、時津町立小、中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則の件は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第9号 専決処分の承認を求めることについて（教育上特別の配慮を要する児童生徒の就学について）

○ 相川教育長

続きまして、議案第9号、専決処分の承認を求めることについて（教育上特別の配慮を要する児童生徒の就学について）の件を議題とします。

お諮りします。本件は、秘密会で議事進行を図りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

ご異議なしと認めます。従って、議案第9号は秘密会で議事進行することに決しました。議案第9号について、事務局の説明を求めます。

【秘密会議により非公開】

お諮りします。これより、秘密会を解除したいと思います。これにご意義ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

ご異議なしと認めます。これより解除します。

日程第4 議案第10号 専決処分の承認を求めることについて（教育上特別の配慮を要する児童生徒の就学について 一就学措置の取り消しについて一）

○ 相川教育長

続きまして、議案第10号、専決処分の承認を求めることについて（教育上特別の配慮を要する児童生徒の就学について 一就学措置の取り消しについて一）の件を議題とします。

お諮りします。本案は、秘密会で議事進行を図りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

ご異議なしと認めます。従って、議案第10号は秘密会で議事進行することに決しました。議案第10号について、事務局の説明を求めます。

【秘密会議により非公開】

お諮りします。これより、秘密会を解除したいと思います。これにご意義ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

ご異議なしと認めます。これより解除します。

日程第4 議案第11号 時津町立小中学校評議員の委嘱について

○ 相川教育長

続きまして、議案第11号、時津町立小中学校評議員の委嘱についての件を議題とします。議案第11号について、事務局の説明を求めます。

○ 廣瀬学校教育課長

議案第11号、時津町立小中学校評議員の委嘱についてご説明いたします。

既に時津小学校は令和7年度から、時津北小学校は平成29年度から、鳴鼓小学校は令和6年度から、鳴北中学校は令和3年度から学校運営協議会に移行していますので、時津東小学校及び時津中学校につきまして、時津町立小中学校評議員として令和7年4月1日から令和8年3月31日の1年間の委嘱を行うものです。時津東小学校におきましては3名継続の委嘱となります。また、時津中学校におきましては、3名が継続で、1名が以前評議委員として活動いただいた方が再度の委嘱となります。

以上で、議案第11号の説明を終わります。

○ 相川教育長

本案について、ご質問等はありませんか。

○ 峯教育委員

学校運営協議会と学校評議員との違いを教えてください。

○ 廣瀬学校教育課長

学校評議員につきましては、学校長の求めに応じて、学校の運営に関してそれぞれの責任において意見を述べ助言を行うとされております。委員の人数は5名以内となっており学校長が指名をおこなうこととなっております。学校運営協議会は、地域教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき設置され、委員が15名以内となっており、校長の策定する学校運営の基本的方針について承認を行うものです。

○ 峯教育委員

町内で統一することはできないのですか。

○ 廣瀬学校教育課長

今年度までに、時津小学校、時津北小学校、鳴鼓小学校、鳴北中学校の4校が学校運営協議会に移行しております。将来的には6校すべて移行する方向で進めています。

○ 峯教育委員

わかりました。

○ 相川教育長

他にご質問等はありませんか。

○ 宮原教育委員

委員の方で長く委員を務めていらっしゃる方がいらっしゃるようですが、委員を入れ替える努力はされているのでしょうか。

○ 相川教育長

時津東小学校は3名中2名の方が、令和3年度と令和5年度と入れ替えを行っていらっしゃいます。時津中学校におきましても4名中2名の方が、令和2年度と令和7年度に入れ替わっています。入れ替えの努力されているものと思われま。

○ 宮原教育委員

わかりました。

○ 相川教育長

他にご質疑等はありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

無いようですので、これで質疑を終了します。

直ちに採決します。

議案第11号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

ご異議なしと認めます。

従いまして、議案第11号、時津町立小中学校評議員の委嘱についての件は、原案どおり可決されました。

日程第4 議案第12号 外国語指導助手任用規則の一部を改正する規則

○ 相川教育長

続きまして、議案第12号、外国語指導助手任用規則の一部を改正する規則の件を議題とします。

議案第12号について、事務局の説明を求めます。

○ 廣瀬学校教育課長

議案第12号、外国語指導助手任用規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則についてご説明いたします。

外国語指導助手任用規則については、派遣の調整を行う一般財団法人自治体国際化協会が定めた任用規則を基に規定していますが、今回、子の看護休暇の対象となる子の範囲等の改正があったため、本町の規則も所要の改正を行うものです。

新旧対照表をご覧ください。第12条第2項の「(第25条第2項第1号に定める休職期間を含む)」を削除し、第13条第1項の第12号「小学校就学の式に達するまでの子」を「9歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある子」に、「養育する子」を「その養育する9歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある子」に改め、「(10日)」の次に「の範囲内の期間」を加えるものです。

説明は以上です。

○ 相川教育長

本案について、ご質問等はありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

無いようですので、これで質疑を終了します。

直ちに採決します。

議案第12号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

ご異議なしと認めます。

従いまして、議案第12号、外国語指導助手任用規則の一部を改正する規則の件は、原のとおり可決されました。

日程第4 議案第13号 時津町立学校体育施設の開放に関する規則等の一部を改正する規則

○ 相川教育長

続きまして、議案第13号、時津町立学校体育施設の開放に関する規則等の一部を改正する規則の件を議題とします。

議案第13号について事務局の説明を求めます。

○ 大工園社会教育課長

議案第13号、時津町立学校体育施設の開放に関する規則等の一部を改正する規則について説明いたします。

時津町立学校体育施設、B&G海洋センター、南公園、とぎつ海と緑の運動公園の使用について、使用の直前まで申請できるよう使用者の利便性を図るため、規則の一部を改正するものです。また、時津町B&G海洋センター管理運営に関する条例(平成元年条例第6号)の一部改正において還付条項を規定するため、本規則の還付条項を削除するものです。

新旧対照表をご覧ください。時津町立学校体育施設の開放に関する規則では、第9条(利用の手続)第1項の「原則として、使用希望の7日以前に」を削除。時津町B&G海洋センター管理運営規則第4条(使用の申請)も「原則として、使用日の7日前までに」を削除。また、還付条項を条例で規定するため、第8条(使用量の還付)を削除しました。南公園及びとぎつ海と緑の運動公園の管理に関する規則では、第2条(使用の手続等)第1項の「原則として、使用予定日の2日前までに」を削除。また、第2項の町外者の使用申請について、「使用予定日15日前」を「使用予定月の前月16日」改めました。施行期日は、令和7年4月1日です。

以上で説明を終わります。

○ 相川教育長

本案について、ご質問等はありませんか。

○ 宮原教育委員

骨子に「直前」と「直近」とありますが、使い分けがありますか。

○ 大工園社会教育課長

同意です。

○ 宮原教育委員

申請するとすぐ利用できますか。

○ 大工園社会教育課長

初めに、教育委員会に団体登録の申請をしていただき、登録ができ次第利用できるようになります。

○ 宮原教育委員

わかりました。

○ 渡海教育委員

南公園及びとぎつ海と緑の運動公園の管理に関する規則の町外者の利用については「使用予定日の15日前」から「使用する月の前月16日」に改正されていますが、かなり幅がでるようですがなぜですか。

○ 大工園社会教育課長

施設予約システムの導入に伴い、町外者の利便性の向上を考え改正しました。

○ 相川教育長

他にご質問等はありませんか。

無いようですので、これで質疑を終了します。

直ちに採決します。

議案第13号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

ご異議なしと認めます。

従いまして、議案第13号、時津町立学校体育施設の開放に関する規則等の一部を改正する規則の件は、原案どおり可決されました。

日程第4 議案第14号 令和7年度時津町教育委員会の目標

○ 相川教育長

続きまして、議案第14号、令和7年度時津町教育委員会の目標の件を議題とします。

議案第14号について事務局の説明を求めます。

○ 大宅教育総務課長

それでは、議案第14号、令和7年度時津町教育委員会の目標についてご説明いたします。教育委員会の目標につきまして、各課から順次、主なものを抜粋してご説明いたします。まず、資料1ページの教育総務関係です。

「1 教育委員会の活動状況につきましては、「(1) 教育委員会会議の運営・情報発信」として、点検・評価報告書や教育委員会の会議録などをホームページや広報紙により公表し、「(2) 教育委員会と事務局及び学校教育機関との連携」では、教育委員の皆さまに学校行事や社会教育関連の行事などに参加していただき、多角的な視点から教育施策への進言が展開されるよう努めてまいります。

次に、「2 学びを支える質の高い教育環境の整備の「(1) 学びのセーフティネットの推進」につきましては、子どもたちが安心して教育を受けることができるよう、就学援助や奨学資金貸付等の学びのセーフティネットの構築を図ります。

これまで、教育総務課が所管していた学校や社会教育施設の整備につきましては、機構改革に伴い、令和7年度から施設整備課が引き継いで行うこととなります。

教育総務関係は以上です。

○ 相川教育長

本案について、ご質問等はありませんか。

○ 渡海教育委員

情報発信についてですが、ホームページや広報紙に掲載された内容について、町民の皆さんから意見等が出てきた場合には回答等を掲載されますか。

○ 大宅教育総務課長

ホームページや広報紙には、皆様のご意見を集約する意見箱を設けておりますが、今までご意見等はありませんでした。

○ 渡海教育委員

わかりました。

○ 相川教育長

他にご質問等はありませんか。

ないようですので、次に学校教育課の説明をお願いします。

○ 廣瀬学校教育課長

学校教育関係の目標としましては、「1 将来を豊かに生る力の基礎を培う学校教育の推進」として(1) 確かな学力の向上から(7) 学校・家庭・地域等との連携・協働の推進」までの7項目を掲載しております。特に(1) 確かな学力の向上につきましては、外国語教

育の充実を図っていきます。今年もALTを活用した夏休みの英検3級を取得するための講座を行っています。また、⑦の令和2年度に導入した1人1台端末が更新時期を迎えることから、中学生の1人1台端末を更新します。次に(4)学習の機会均等の確保としましては、④⑤の不登校対策を行います。コロナ禍以降全国的な傾向ですが、時津町でも不登校の人数が増えています。令和6年度からは小学校にも「心の相談員」を配置し児童の悩み相談、居場所づくりや家庭と学校の連携を支援していきます。また、心の小さなSOSの早期発見を目指して、1人1台端末を利用した「健康観察・教育相談アンケート」の活用を図ってまいります。(7)学校・家庭・地域等との連携・協働の推進では、①の地域と協働した学校運営を進めることで、学校が抱える教育課程の解決を図るため、学校運営を設置したコミュニティ・スクール指定校を時津中学校区に拡大し、同一中学校区に設置されたコミュニティ・スクールにおける学校運営協議会の取組を充実させ、各学校運営協議会の連携を図ることで、学校・家庭・地域が教育目標を共有し、一体となって子どもたちの義務教育9年間を見通した切れ目のない一貫した育成を図ります。また、②の休日の文化部活動の地域移行に向け、「時津町文化部活動地域移行検討委員会」において方向性や具体的な取組を検討しながら、令和7年度末までに地域移行できることを目指します。

以上学校教育課の説明を終わります。

○ 相川教育長

本案について、ご質問等はありませんか。

○ 宮原教育委員

(1) 確か学力の向上の⑦端末機の更新ですが、更新とはノートパソコンのことですか。

○ 廣瀬学校教育課長

はい。新しいノートパソコンに入替えます。

○ 宮原教育委員

新しく購入するということですか。

○ 廣瀬学校教育課長

はい。購入となりますが、購入費用の2/3は国の補助があります。

○ 宮原教育委員

今年度は中学生で、次は小学生となるのですね。種類はWindowsですか。

○ 廣瀬学校教育課長

はい。7年度は中学生で、8年度は小学生となります。

種類はGoogle社のChromeとなります。教育用に特化したシステムとなっています。

○ 宮原教育委員

わかりました。

○ 相川教育長

他にご質問等はありませんか。

○ 渡海教育委員

(4) 学習の機会均等の確保の⑤の1人1台端末を利用した「健康観察・教育相談アンケート」の活用は、既に行われているものですか。効果がありますか。

○ 廣瀬学校教育課長

はい。既に行っています。話しにくいことも記入できるようです。

○ 相川教育長

児童生徒たちは正直に書いてくるので、指導や改善ができやすくなっているようです。件数も減っているようです。

○ 渡海教育委員

わかりました。

○ 相川教育長

他にご質問等はありませんか。

ないようですので、次に社会教育課の説明をお願いします。

○ 大工園社会教育課長

「1 学校・家庭・地域が連携・協働する地域づくりの推進 (1) 家庭教育支援の推進につきましては、引き続き「エンジョイ! パパ・ママ事業」を行い充実と実施地域拡大に努めます。また、「ながさきファミリープログラム」を活用した家庭教育支援事業を実施し、PTA活動の充実、活性化につなげていきます。(3) 地域学校協働活動の支援につきましては、各種研修会、会議で周知啓発するとともに、学校・家庭・地域をつなぐコーディネーターの養成を促進していきます。「2 生涯を通して学び続けることができる環境づくりの推進」(1) 生涯学習活動の推進としましては、年間を通して茶屋(本陣)を学習スペースとして活用し、学習機会の創出に取り組みます。(2) 読書活動の推進につきましては、「第四次時津町子ども推進計画」に基づき、時津町の子どもたちの読書活動をさらに充実させます。(3) 外国語学習環境の充実につきましては、学校教育課と連携し、中学生の表現力向上の取組と英検3級以上の取得を推進・支援します。「3 郷土を愛し、健康な生活を育むための文化・スポーツ活動の推進」としましては、茶屋(本陣)でイベントや講座を開催するとともに、年間を通じて土日に保存箇所の公開を行い、茶屋(本陣)の周知と利用促進を

図ります。また、文化財保護審議会を年3回開催し、史跡・文化資産の活用を図ります。(2)生涯スポーツレクリエーション活動の推進につきましては、休日の中学校部活動について、学校、地域、スポーツ協会等と連携のもと、持続可能な地域移行を推進します。現在10団体地域移行しましたので、あと16団体地域移行を目指します。

以上社会教育課の説明を終わります。

○ 相川教育長

本案について、ご質問等はありませんか。

○ 宮原教育委員

目指す成果指数の茶屋(本陣)の令和7年度の目標値4,500人の根拠を教えてください。

○ 大工園社会教育課長

令和6年度の実績が未確定であるため、集計中の部分も併せて後日改めて説明させていただきたく思います。申し訳ありません。

○ 廣瀬学校教育課長

学校教育関係の成果指標について説明いたします。

毎年4月に実施される全国学力学習調査で全国平均を上回る領域数では、令和6年度の実績が4/4領域でしたので、令和7年度は、小学校6年生の国語科、算数科と中学校3年生の国語科、数学科、理科の5/5領域とします。1日30分以上読書をする児童生徒の割合につきましては、令和6年度の実績が、小学校6年生17.90%、中学校3年生17.80%であり、令和7年度の目標を小学校6年生20.00%、中学校3年生30.00%を目指します。コロナ禍から全国的に増加傾向にある不登校生の割合について、令和6年度の実績小学校1.60%、中学校5.40%を、令和7年度目標を小学校1.30%に中学校3.80%にします。コミュニティ・スクールの拡大については、令和6年度実績が3校、令和7年度の目標を4校とし、6校全校設置を目指します。

○ 相川教育長

他にご質問等はありませんか。

無いようですので、これで質疑を終了します。

直ちに採決します。

議案第14号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

ご異議なしと認めます。

従いまして、議案第14号、令和7年度時津町教育委員会の目標の件は、原案どおり可決されました。

日程第4 議案第15号 時津町教育委員会事務局職員の人事について

○ 相川教育長

続きまして、議案第15号、津町教育委員会事務局職員の人事についての件を議題とします。

議案第15号について事務局の説明を求めます。

○ 大宅教育総務課長

議案第15号、時津町教育委員会事務局職員の人事についてご説明いたします。

本議案につきましては、3月19日に人事異動の内示がありましたので、この議案を提出するものです。

教育委員会事務局職員の人事異動をご覧ください。

まず、退職ですが、帯山教育次長が3月31日付けで町長部局へ出向し、退職されることとなります。

次に、教育委員会へ来られる方ですが、岡税務課長が教育次長になられます。廣瀬課長、須賀野教育専門員、中村教育専門員は、学校教育課と教育総務課の統合によるものです。

土井口補佐が国保・健康増進課の課長補佐から教育総務課の課長補佐に、学校教育課の山本主任が係長に昇格されます。

岩崎主査、齋藤主任は課の統合によるもので、植松主事が新規採用で教育総務課に配属されます。

社会教育課の山口係長が課長補佐に昇格し、高齢者支援課の木村係長が社会教育課の係長として配属され、社会教育課の齋藤主査が係長に昇格されます。

東部コミュニティセンター所長兼コスモス会館館長の蒔添さんがB&G海洋センターの所長へ、北部コミュニティセンターの大石所長が時津公民館の館長になられます。

最後に、町長事務部局へ出向ですが、大宅教育総務課長が戦略推進課長へ、白濱補佐が施設整備課の課長へ、廣瀬補佐が税務課へ、田中主査が施設整備課へ、東主任が住民環境課の係長へ、田中係長が都市整備課に異動となります。

説明は以上です。

○ 相川教育長

本案について、ご質問等はありませんか。

無いようですので、これで質疑を終了します。

直ちに採決します。

議案第15号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

ご異議なしと認めます。

従いまして、議案第15号、時津町教育委員会事務局職員の人事についての件は、原案どおり可決されました。

以上で本日の日程はすべて終了しました。

これを持ちまして、令和7年第3回時津町教育委員会会議を閉会します。